るのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において準用する第三十一条第一項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十条第一項」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、また、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第三項中「科目等履修生及び特別の課程履修生」とあるのは「科目等履修生」と読み替えるものとする。

（大学院における在学期間の短縮）

第十八条　大学院は、第十五条において読み替えて準用する大学設置基準第三十条第一項の規定により当該大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第百二条第一項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により当該大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で当該大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも一年以上在学するものとする。

２　前項の規定は、修士課程を修了した者の前条第一項（同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する博士課程における在学期間（同条第一項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。）については、適用しない。

第三十三条第三項及び第三十九条第三項中「同省令」を「同令」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第四十五号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）及び農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）を実施するため、農林水産省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月三十日

農林水産大臣　江藤　拓

農林水産省組織規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
（技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官、食料自給率専門官及び環境企画官）	（技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官、企画官、調整官、技術企画専門官、食料安全保障専門官、食料自給率専門官及び環境企画官）
第四条　政策課に、技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官二十四人、企画官三十四人、調整官六人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官四人、食料自給率専門官二人及び環境企画官三人を置く。	**第四条**　政策課に、技術政策室、食料安全保障室及び環境政策室並びに調査官二十四人、企画官三十四人、調整官五人、技術企画専門官三人、食料安全保障専門官四人、食料自給率専門官二人及び環境企画官三人を置く。
2～14　（略）	2～14　（略）

附　則

この省令は、令和二年七月一日から施行する。

第十八条　削除